

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年五月八日

指令川建セ第二八〇〇三一一号

二 検査済証番号

平成二十九年五月十八日

川建セ第二九〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番八、一番十(工区二)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番地八

高坂 宏